

日程第18 議案第118号 平成21年度加美町一般会計補正予算（第5号）

○議長（一條 光君） 日程第18、議案第118号平成21年度加美町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第118号平成21年度加美町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,075万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ135億1,978万3,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金として障害者自立支援介護等給付負担金1,444万円の増、子育て応援特別手当交付金及び事務取扱交付金2,519万円の減、学校情報通信技術環境整備事業費補助金137万6,000円の増、県支出金として障害者自立支援介護等給付費負担金722万円の増、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金800万円の増、みやぎ木造住宅耐震診断士派遣事業補助金353万6,000円の増などであります。

歳出につきましては、総務費では町有施設の解体工事2,348万2,000円の減、民生費では加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金1,499万3,000円の減、障害者自立支援介護等給付費2,888万1,000円の増、乳幼児医療費929万2,000円の増、母子生活支援センター改修工事900万円の増、子育て応援特別手当給付事業2,601万2,000円の減、衛生費では健康増進施設管理システム更新事業635万3,000円の増、土木費では町道新設改良用地購入費250万円の増、木造住宅耐震診断助成事業353万6,000円の増、教育費では中新田中学校全国大会出場補助金100万円の増、鳴瀬小学校改修工事411万4,000円減、私立幼稚園就園奨励費補助金262万1,000円の増などのほか、地域活性化生活対策費、地域活性化経済危機対策費について整理及び組み替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 3点ほどお伺いします。

11ページの認定こども園事業800万円、どのようなものに使われるのか。

13ページ、敬老祝金減額なっておりますが、最近、地区ごとに行政区ごとに敬老会をやるかどうかというたぐいのアンケートがいろんなところにといいますか、行政区長さん中心にあるそうですが、その辺の状況をお伺いしたいものです。

三つ目に、15ページ、和牛の里づくり検討委員謝礼とありますが、この検討というか、和牛の里づくりの状況、その3点をお伺いします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（高橋 啓君） 政策推進室長、お答えさせていただきます。

認定こども園の改修として800万円ほど計上させていただいております。これにつきましては、6月の補正時分として地域活性化経済対策臨時交付金事業として3,769万6,000円を計上させていただいております。内訳は、小野田の認定こども園の整備として3,510万円、それから宮崎地区のこども園として259万6,000円、合わせて今申し上げた金額でございます。今回800万円の増額につきましては、小野田の西保育所の改修といたしまして、前回683万円ほどその内訳としてあったんですけども、それに今回託児室といたしまして床暖房の新設を0歳児の方の床暖房の金額を増額させていただいて400万円ほどしております。それからあと、宮崎地区の保育所の関係で、これにつきましては、今まで和式の方のトイレを洋式にかえる増額、それからあと、教室が今までオープンになっていたところがあって、そこを今回、認定こども園に向けて3歳児、それから子育て支援室が使いますので、その間仕切りとして合わせて400万円増額補正をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

敬老会につきましては、出席率が3割程度にとどまっているということを受けまして、行政区ごとに実施している今行政区も結構ふえているということがあったものですから、今年度については調査期間ということで現在取り組んでおります。それで、今回9月の3地区それぞれやりまして、区長さんも改選後の最初の敬老会だということで、それを冷静に見ていただいたものだと思って、それを受けまして、区長さん方にまず御意見を伺いたいということでアンケートに協力を求めるといった状況にあります。以上でございます。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長。和牛の里づくり検討委員会の件で御説明いたします。

行政報告でも報告しておりますけれども、肉用牛の増頭目標の達成と、町営牧場の再編ということから、9月14日にこの委員会を立ち上げました。委員数は全部で18名です。委員の構成は、一人は大学の先生、それから町内の酪農・肉牛を飼っている方、あと農協の方ですね、それから、いわゆる肉屋さん、それからレストランの経営者、というふうなふうに入ってきてまして、総勢18名です。この中で謝礼をお支払いしているのは14名でございます。その14名

のうち1名の先ほど大学の先生と申し上げましたが、内田 宏さんとおっしゃる方で、この方については宮城県の畜産協会あります。そちらの方から専門家として派遣いただいて、報酬はこちらからはお支払いしてません。今9月14日から毎月1回のペースで会議を開催しております。先ほど牧場の再編とも申し上げましたけれども、現地調査なり、それからあと、これからの和牛・肉用牛ですね、振興対策に対してハード・ソフト面から検討を加えていきたいということでやっております。昨年当初では、大体半日で4回程度の報償費を要求しておりましたが、今こういう御時世ですし、あと、その先進地、岩手あたりですね、今から冬期でも飼養の仕方をしているかという現地も見たいということでありましたので、来年の3月ぐらいまでの、あと3回ぐらい開催したいものですから、その分を報償費を要求いたしました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 保健福祉課長に再度お伺いします。

そうすると、アンケートを読んだ方は、あたかもその行政区でやらなければいけないんだというふうに書かれているというか、導かれているような印象があるというお話をいただきましたが、これはそういう目的でアンケートをしているのか、あくまでも区長さんやかかわる方の意見は意見として聞いた上でどのようにしていくか形を決めていくものなのか、再度お伺いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

現実の話としまして、実際に行政区で既にやっていると、いわゆる町従前の敬老会以外に、行政区でやっていらっしゃる区長さん、行政区が結構あります。で、そこでやっている区長さん方の意見では、もう行政区に任せてくださいと。町は補助金さえ出せばいいんですっていうふうな形でおっしゃってくれる方もいます。ですから、そういう方の意見もこちらは大事になきゃいけない。ただ、行政区によっては77歳以上対象となる高齢者の方々が百数十人もいらっしゃるようなところがあって、その行政区においては集会する場所もないというようなところがあることも事実でございます。ですから、そういう置かれている状況によりまして区長さん方の受けとめ方は随分違うのかなというふうに思っています。こちらとしましては、できれば行政区に移行するんであれば、全体として一緒に移ってほしいなというふうには願っておりますけれども、強制するということか、そういうふうなことでは考えてはおりません。以上です。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 確かに行政区によってさまざまな事情があるんだと思います。ただ、言われる意見の中には、行政区でやっているミニデイだったり老人会だったりで地域の方々とはよく交流するんだけど、年に1回ぐらいはほかの地区の同級生なり、方々と交流したり、町長さんのお話お伺いするのも楽しみの一つですという意見もあることは含んで検討していただければなと思います。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 関連して、きのう傍聴に来ていた方々から言われたことを、ちょっと参考にお伝えします。

というのは、今の敬老会のアンケートの件なんですけど、選択肢が限られているので、これしか選べないというのはとても苦しいと。今木村議員さんがおっしゃったようにミニデイをしているところはいいいけれども、そういった小さな単位を選ぶように三つの選択しかないところがとても選びにくい、どうしたらいいんだろうというふうなお話がありました。というのは、自分がもし引き受けたら、自分のところには敬老の対象となる人はいっぱいいるけれども、動く人が少ないから、その地域によってはもうちょっと大きな単位でもやれるようにしてほしいなあという意見。それからもう一つは、こことちょっと、敬老者記念品とか祝い金とかと関連するかと思うんですが、金婚式のお祝いをしていますけれども、それはもう町としてやることはどうなんだろうかという声があるんだけど……（「それは社協」の声あり）失礼、間違いました。じゃそこは取り下げます。

で、先ほどの件についてだけお願いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

いろんな意見があるのは承知しております。ですけれども、全体としてやるというようなこととございます。成人式も町で主催しているんだから、敬老会も町で主催して当たり前だという人もいらっしゃるんですけど、3割程度しか参加しないような町の式はないんじゃないかとおっしゃっている方もいらっしゃいます。現在、うちの町以外の市町村、県内の市町村の状況を調べたり、いろんなことをやっております。ただ、いずれどういった結論になるかわからないんですけど、それにしても賛成もありますし反対もあるだろうと、説得するのは大変だなという感じはしております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 16番。

補正予算書の10ページ、ミツボシ縫製の旭工場の件なんですけれども、これ住民の方々からやっぱり中途半端な状況で放火とか、子供が遊んだり非常に何かおっかないから片づけてけるというような要望はずっと前から町にはあったと思いますね。ことし、それでもって当初の予算で丸々この予算を当初で置いたのが今丸々減額になっているというのは、どういうことなのか。

もう一つは、消防施設費なんですけれども、当初で106万円の消火栓の設置工事、今度の補正でもってまた59万円ですか、どこの場所に、どういう——当初の予定よりもふえたのがどこで、どうなのか、ちょっとその件に関して、2点お聞きしています。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 10ページのミツボシ縫製(株)旭工場の解体工事の570万1,000円の減額について御説明します。

この件につきましては、前もお話ししましたとおり、特別清算という形で町が一応北永志田地区の区長より依頼ありまして、引き継いで長い間清算をしてきたわけですが、21年ことしの1月ですね、1月に一応清算が完了して町のものになったということを受けて、当初予算で解体工事をとった。ただ、経済対策、さっき言った、この下にあるんですけれども、地域活性化生活対策費、そちらの方で6月に補正をさせてもらったと、経済対策の中で。それをこちら全体の調整がある程度めどがつくまでという形で減額をしなかったということについての今回ここで減額をさせていただくという予算上の調整でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（猪又 健君） 危機管理室長、お答えいたします。

17ページの消防施設費の負担金、消火栓設置工事の59万円ですけれども、この場所につきましては、旧やませんさんの細い道路の向かい側に古い消火栓がありまして、それが民地に入っておりますので、車がとめられないということでの移設費でございます。以上です。

○議長（一條 光君） 16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 了解しました。いや地元さ住んで、今初めて聞いて、えってなことだったんで、それ何ていうんですか、当初の予定にはなくて何か急遽車が出入りどうだということで要望か何かあつての処置だったんですか。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（猪又 健君） お答えいたします。

これにつきましては実は、みやた食品の裏の不審火がありまして、その際にその消火栓作動したわけですが、それが古い消火栓なので下の方から水がわいてきてとまらないということもありまして、それと、先ほど言った民地だということで今回、それを道路の方に移す場所がないということで、道路の方に移すという工事の費用でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 手短にやりたいと思います。

12ページ、副町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしいですか。

ここに社会教育用バス、備品購入費ですね、21万 2,000円減額補正なっているんですけれども、以前の議会で1,000万円で購入するというようなお話でその減額補正だと思っておりますけれども、以前に社会教育課長からお話ありました中古を2台買ったんだというお話だったんですけれども、私、もう少し安く買えたんでねべかなあと思ったりしてんです。というのはちょっとあんまり不純な発想で申しわけないんですけれども、町では1,000万円、2台で1,000万円用意しているんだと。それに見合った分を三菱で探してくださいと。中古なものだから特殊な事情でそういうふうに出発しましたということだったんですけれども、実際じゃそのぐらいの価値があるかどうかというようなことを査定の中で値段の決定ができなかったのかどうかというようなことを聞いたかったのが一つです。

あともう一つ、社会教育課長にお聞きしたいんですけれども、これ社会教育課長、今私オートマチックで皆重宝に使わせていただいている町民の方々の研修とか子供たちの試合で使わせてもらっていると思うんですけれども、この管理規定なんですけれども、どうもきれいに返していただいている状況でないというふうに把握しているんですけれども、その辺の管理規定についてお伺いしておきます。二つお願いします。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、お答えします。

1,000万円の予算で1,000万円のものを買ったわけですが、以下で、それだけの価値があるかということですが、乗用車等々ですと我々というか、私でもある程度はわかりますけれども、中古のバスについてはどの程度のものか、どの程度なのかわかりません。それで、社会教育課に指示したのは、保険が一番わかるという指示をしました。というのは、保険査定ですね、車を買った場合に1,000万円なら1,000万円の保険の掛けられる程度の車はどのようなものかというのは保険会社から出してもらおうと。どこどこメーカーの車の何年型のど

ういう形だったら 1,000万円の保険が掛けられる。そういうことを基準にして査定しなさいという指示はしました。以上です。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育マイクロバスの使用につきましては、使用管理規定でうたっております。その中の11条に、使用を終えたときは直ちに車内の清掃及び洗車の義務ということで返すというふうなことで徹底はしてはしておりますが、前にも御指摘あったとおり、それらの徹底をまた再度していきたいと思っています。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 13ページの障害者自立支援介護等給付費なんですが、国・県から3分の2ほど入っているみたいなので問題はないんでしょうけれども、この時期にこの高額な金額があるというのはどういう中身なんですか、教えていただきたい。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

この自立支援法に認められるこの介護給付費については、要する新規の人がいらっしゃいます。それから、いわゆる介護サービスを追加するといいますか、そういうことによりまして相当ふえました。そのために今回の増が補正という形でございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 何人ぐらいふえたんですか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） お答えします。

人数で申し上げますと、新規の受給者の方が9人でございます。それからサービスを追加したという方は7人の方でございます。それから5月に支給の単価の改正が5%ぐらいございまして、全体として15.7%ぐらい増加したというような流れでございます。以上です。

○議長（一條 光君） ほかに質疑ございませんか。4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 4番、建設課長にお聞きします。

11ページ、工事請負費の中の体育館改修工事が319万5,000円となっておりますが、実は敬老会の会場が各体育館だったんですね。そうしましたら参加された方に「洋式トイレないっちゃねや」って「私しょんべんむぐすっちゃわ」って言われたんです。それで、今回の改修工事に当たりまして、そのトイレまで手を加えたものかどうか。加えまして、今後におきましても公共施設におきましての洋式トイレ等について改修工事計画があるかどうかお聞きします。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 体育館のトイレということなんですけれども、大変申しわけないんですけれども、トイレが洋式にかわるかまでは私把握してございません、申しわけないんですけれども。それで、担当部署の方から要望あった分は私の方で取り組んでいるはずなので、担当部署に聞いていただければと思います。大変申しわけございません。

あとそれから、そういうトイレ、洋式という話なんですけれども、そういう部署部署から、例えば和式を洋式にという要望があれば、そういうやっているところもございますし、私の方で特別そういう計画を最初からやっているわけではございませんので、今後そういう要望があって、設計組む場合には入れるということです。以上です。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えいたします。

今回の予算に計上されている体育施設の改修工事は、中新田体育館の改修工事でございますが、屋根、外壁改修工事とあわせて、男女トイレ4カ所ございますが、そのトイレにやはり敬老会等の行事の際に洋式トイレがあるといいなという御希望がございましたので、今回、各トイレに一つずつ洋式トイレを増築、改造するような内容になってございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） それでは今後の公共施設のトイレ改修について副町長にお伺いします。

今後、和式から洋式にかえまして、老人等にやさしい町政だと思いますけれども、その辺について副町長、考えございましたらお答え願います。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、お答えします。

御質問のとおり、やさしい町政でございますので、バリアフリー等々も考えながら各課でそういう部分があるとすれば、22年度予算で計画的にやるように、予算編成時期でありますので、指示しますので、22年度を御期待していただきたいと思います。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 2点について伺います。

10ページ、町道改良舗装工事、それから地上デジタルテレビ式、これは地域活性化・生活対策費の中にあります。これは基金事業であって、21年度中にふるさと創生基金に積み立てておいたものを全額取り崩す。わざわざこの町道改良工事、また契約になかった地上デジタルテ

レビー式、これをここに予算化した理由を一つ。

それから、次のページ、11ページ、やくらい薬師の湯施設修繕工事、それからやくらいウォーターパーク修繕工事ともに減額補正がなされていますが、これについて理由をお聞かせいただけます。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 建設課長です。

10ページの町道改良舗装工事 46万 9,000円の件ですけれども、これにつきましては20年度の二次補正の基金積み立ての分です。それで、二次補正に関しては、ほとんど発注済みでありまして、きのうも申し上げましたとおり、95%を超えている発注率完了済みです。その中で精査した分がございまして、新たに舗装工事を、要するに国の 100%の中で有効に使うということでここに計上させていた額でございます。以上です。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長です。

このやくらい薬師の湯の施設修繕工事とウォーターパークの修繕工事、このウォーターパークの修繕工事につきましては、冷暖房の関係の箇所部品交換、これはもう完了でございます。完了しまして、精算というんですか、その部分の執行残の部分を今回補正減したということでもありますし、もう一点の部分については、既に薬師の湯の施設修繕工事、実は入札が終了していますので、額が確定したことによる今回補正減としたというところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） テレビの関係のなぜこの予算なのかという形の基金事業だと、20年度の。これにつきましては生活対策費の関係で当初予算でここに 1,000万円予算計上させていただきました、基金事業で。それから、その下にも記入はないんですけれども、地域活性化・経済危機対策費、これに対して6月に 880万円予算計上して、両方に計上しているということを御理解していただきたいと思います。既に計上しているんで御理解ということはないんですけれども、そういう形です。それで、町全体のテレビのデジタル化に伴い移行という形で、大変、昨日説明しましたけれども、まだ未執行で、今起工の段階で今月中に予算執行という形で予定しています。その中で予算調整でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、町全体ではテレビの全台数は 346台あるんですけれども、今の段階で導入が大体73台ぐらい減という形で、ただ、温泉施設等のやつは第2弾というふうな形も予定していますので、まだ確定しない分を御了承お願ひしたいと思います。早い時期に対応してまいりたいと思

います。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） この基金事業につきましては、ただいまの説明によりますと、21年度中に全額を取り崩して執行するというので、それまでの間、増額、あるいは減額補正で調整しながら全額有利に使っていくということで私は受けとめました。したがって、この一般財源につきましては最後はゼロになるということで受けとめてよろしいのでしょうか、それ1点。

それから、薬師の湯及びウォーターパークの件でございますが、皆さんも御存じのように、涌谷町の天平の湯では天井の垂木が落ちて大変な被害になっていると聞きます。当初、数日間で改修が終わるとの見込みでしたが、これが調査した結果、来年のゴールデンウィークまでかかるというような大変な、これは町民のみんなも大変な被害だったと思います。それから工事費、あるいは指定管理の増、今大変なことになっているとお聞きいたします。そういうことにならないように、日ごろの点検ですね、これを徹底して行ってもらいたいと思いますが、そういう、そうですね、薬師の湯も天平の湯よりは前に建設なされたと思います。そういうことでこういった事故が起きないように、これから万全の体制をとっていただきたいと思いますが、そういった、特に指定管理者に移行していますので、そういった町としての施設の所有者としての心がけというか、それもお聞きします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

最初の基金事業、それから21年度の第1次補正におきます地域活性化・緊急経済対策交付金事業ですけれども、いずれもせっかくいただいている交付されているお金でございますので、全額使い切りしたいということで、入札通して予算が減額なった場合はそれを別な事業に充てるという形で予算をうまく使っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長です。

ただいま吉岡議員さんおっしゃったとおり、やっぱり施設は町のものであり、来ていただいたお客さんが安全で事故もなく、常日ごろの維持管理をすることはこれは当然のことです。特に、やくらい施設については施設整備がオープンしてからもう10年以上も経過していると。そういう中で随分傷んでいる箇所がありまして、これをじゃ一概に補修する場合は大変な予算も必要ですので、その都度、補修しながら事故のないようなことで体制を組んでおりますし、常に指定管理者側と連絡を密にしてやっておりますことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 118号平成21年度加美町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 118号平成21年度加美町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第119号 平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（一條 光君） 日程第19、議案第 119号平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 119号平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億 2,006万 2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億 6,734万円とする補正予算であります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金として療養給付費等負担金1億 7,900万 9,000円の減、財政調整交付金1億 1,398万 6,000円の減、前期高齢者交付金として5億 2,640万円の増、県支出金として財政調整交付金 1,561万 7,000円の減、繰入金として財政調整基金繰入金1億 500万円の減。歳出につきましては、保険給付費として一般被保険者療養給付費 8,400万円の増、一般被保険者及び退職被保険者等高額療養費 2,350万円の増、出産育児一時金として 644万円の増などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番三浦英典君。

○3番（三浦英典君） 前期高齢者交付金が補正前の額が44万 7,000円ということに対して、今回5億 2,600万円という数字がプラスになるわけですが、ほか減額でプラスマイナスいろいろ

るあるわけですが、この辺のからくりについて御説明、わかりやすくお願いできればと思います。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

この前期高齢者交付金というのは、いわゆる去年の4月に発足したものでございます。後期高齢者医療制度と同時に発足したものでございまして、この交付金の趣旨というのは、いわゆる65歳から74歳までの人たちが、退職者医療制度も含めてなんですけれども、国保の方に流れ込むと。そうしますと、年配の人たちが国保に流れ込むということがございまして、いわゆる全国の保険者の中における、要するに前期高齢者の年齢の方々65歳から74歳までの人たちが多いか少ないか、それを全国平均を、12%ぐらいだというふうに言われているんですけれども、12%ぐらいが平均で、そこから低い人たち、人たち、低い保険者ですね、保険者についてはお金を出してもらおうと。多い人たちにとっては費用負担がかかる、いわゆる保険者の責めによらないで経費がかかるということなものですから交付金を出そうということでございます。それで、平均が12%なんですけれども、加美町においては28%、2倍以上の前期高齢者の方がいらっしゃるということなものですから交付される。ただ、この金額については、平成21年度なんですけれども、去年のこの予算を組む段階においてはその数字把握できなかったということでございます。といいますのは、御存じのとおり後期高齢者医療制度もそうなんですけれども、いわゆる去年4月から発足したんですけれども、国庫負担をめぐっているような議論が出てきていると。ただ、制度としてはそういう計算方法は出てるんですけれども、なかなか平成21年度の新年度予算を組む段階においてはそれに乗り切れなかったというようなことがございます。結果としましては、20年においても4億円ぐらいのお金は入っております。ただ、21年度当初予算を組む段階についてはそれを読み切れなかったものですから、一番、計算、三つのいわゆる要因からこの交付金というのは構成されているんですけれども、その安いものの方だけを計上させていただいて、そして、概算なんですけれども、金額が確定した段階で補正させていただこうということになりまして、今回ということになりました。今回、歳入として入ってきたものですから、それに伴って国庫からのいわゆる補助金、あるいは町からの持ち出し分、県からの補助と入っている分についても、それなりの計算方法で修正させていただいたということで減額になっているということでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 119号平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 119号平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第120号 平成21年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第20、議案第 120号平成21年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 120号平成21年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 861万 1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ20億 6,873万 8,000円とする補正予算であります。

介護従事者の処遇改善のために行われた介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための措置として介護従事者処遇改善臨時特例基金から保険料上昇分に相当する経費及び啓発事業に係る経費について繰り入れを行うほか、高額介護サービス費の増額とそれに伴う国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金の増額と予備費の増額を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 120号平成21年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 120号平成21年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21 議案第121号 平成21年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第21、議案第 121号平成21年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 121号平成21年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 300万円を減額し、歳入歳出それぞれ16億 4,349万 1,000円とする補正予算であります。

地域活性化経済対策事業として実施しております浄化センター空調設備更新工事の事業費が確定したことに伴い、一般会計繰入金と浄化センター管理費からそれぞれ 300万円を減額するほか、下水道事業に伴う補償費の増額及び予備費を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 121号平成21年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 121号平成21年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 2 議案第 1 2 2 号 平成 2 1 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（一條 光君） 日程第22、議案第 122号平成21年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 122号平成21年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 826万 9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 534万 9,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

浄化槽設置申込件数の増加に伴い、工事請負費 1,000万円の増額を行い、その財源となる受益者分担金、国庫支出金、町債を増額するほか、予備費を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 122号平成21年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 122号平成21年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 3 議案第 1 2 3 号 平成 2 1 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（一條 光君） 日程第23、議案第 123号平成21年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 123号平成21年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出において、それぞれ 693万円を増額し、総額を 5 億 4,693万円とする補正予算であります。

収入につきましては、下多田川地区県営圃場整備事業による水道管移設工事に伴います受託工事収益で 693万円の増、支出につきましては、配水及び給水費の修繕費に 600万円の増、受託工事費に収入と同額の 693万円の増、総係費におきましては、委託料等の組み替えにより 1,576万 9,000円の減、企業債利息に 221万 6,000円の増としております。増減差引額 833万 1,000円につきましては予備費に計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入において他会計補助金を39万円減額し、収入総額を 4,851万円に、支出につきましては建設改良費で請負額の確定により 983万 1,000円の減、企業債償還金では 1,020万 6,000円を増額補正し、支出総額を 2 億 710万 6,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額76万 5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6 番木村哲夫君。

○6 番（木村哲夫君） 61ページの総係費の中の水道料金、検針等業務包括委託料が 2,550万円の減額になっているんですが、この内容を教えてください。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 上下水道課長。

この水道料金検針等業務包括委託料としまして、7月から民間に委託しようということで計画いたしました。ちょっと時期が早いというふうになりまして、一応その予算を今回減額補正ということにさせていただいたわけです。この中には検針及びその窓口業務、要するに休止、あるいは水道の開始、そういうような業務も入っているということでこのくらいの金額になっております。以上です。

○議長（一條 光君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 123号平成21年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 123号平成21年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議案第124号 物品購入契約の締結について

○議長（一條 光君） 日程第24、議案第 124号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 124号物品購入契約の締結について御説明申し上げます。

本案件は、国の平成21年度補正予算による経済危機対策に盛り込まれたスクールニューディール構想によるもので、急速に情報化が進展する中での高度情報社会を担う人材の育成が重要であることから、学校における情報、インフォメーション・通信、コミュニケーション・情報技術、テクノロジーの頭文字から、いわゆる I C T環境の整備に資する事業を導入するものがあります。国庫補助率2分の1、僻地校は3分の2の補助率でありまして、補助残の財源といたしましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して実施するものであります。

本町におきましては、この事業を活用した教育用パソコンと I T機器導入のため、6月議会で関係予算の御承認を賜り、文部科学省から事業採択を得て、12月4日に指名競争入札を執行、株式会社富士通ビジネスシステム東北支社、支店長菊地邦彦と 3,129万円で物品購入契約を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、購入する備品の内訳につきましては、お手元に一覧表を配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 今回の公開授業対象、これ小学校7校であります。そのほかの小学校3校分、それから中学校3校分についてはどうなるのかお聞きします。

また、入札調書、これ見たんですが、かなり低い価格で落札がなされています。今回の低入札価格調査制度に該当しなかったものか、該当しないと思いますが、該当しなかったと、要件に。と思いますが、しかし余りにも安い落札額でございます。この予定価格にある 5,250万円

の積算妥当なものだったか。この2点について伺います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

最初の御質問の小学校7校ということで、中新田小学校、鳴瀬小学校、賀美石小学校につきましては、19年度に更新をしております。それから中学校につきましては20年度で更新をしているということでございまして、今回、小学校7校について更新をしたということでございます。

それから、かなり安くなったのではないかとということでございますけれども、まず、この事業につきまして設計額をつくる際にそれぞれ何社からか見積もりというものを徴しております。それをもとにして、こちらで予定価格設計をしていくということになったんですけれども、かなり高い金額での見積もりでございました。それで、では今回落札したところがどうしてこのように安かったのかということについて、問い合わせをしてみました。その回答としましては、学校のICT環境整備事業はコンピュータメーカーとしてシェア拡大の大変な好機であると。各メーカーともその事業拡販施策の一つとして非常に大きな事業ととらえているということ、それから本町については財務会計システム等を導入しているということもあって、この落札、会社としては可能な限り価格をサービスという形で応札をしたというような回答をいただいております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長。調査基準価格関係ですが、備品等については予定価格非公表で設定しておりません。

○議長（一條 光君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第124号物品購入契約の締結についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第124号物品購入契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25 議案第125号 物品購入契約の締結について

○議長（一條 光君） 日程第25、議案第125号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第125号物品購入契約の締結について御説明申し上げます。

本案件は、国の平成21年度当初予算に係る理科教育設備整備費等補助金及び経済危機対策に伴う補正予算により、新学習指導要領に対応する理科、算数（数学）の授業に必要な備品の整備を行うもので、国庫補助率2分の1の補助事業を活用して実施するものでございます。

皆さん御承知のとおり、新学習指導要領の全面实施は、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度からであります。実施までの移行期間として、算数（数学）と理科につきましては、本年度から先行して実施されることとなっており、授業時間数の増加とともに、指導内容の充実が図られ、特に、観察・実験等の活動が充実されることになりました。しかしながら、新たな指導内容に対応した設備の多くは未整備で、また、老朽化のため観察実験に適さない設備も多いのが現状でありますことから、指導要領の完全実施までの移行期間中に備品の更新を行うものでございます。

本町におきましては理科と算数（数学）の備品購入のため、第4回臨時会にて関係予算の御承認を賜り、文部科学省から事業採択を得て、12月4日に指名競争入札を執行、株式会社北文社古川営業所、所長代理佐藤拓自と1,503万9,150円で物品購入契約を行うため、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、購入する備品の内訳につきましては、お手元に一覧表を配付しておりますが、理科の備品としては138種の690個、算数（数学）では54種の108個であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第125号物品購入契約の締結についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第 125号物品購入契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 26 請願第 2 号 「木質バイオマスチップボイラー」への地元産燃料チップ
用間伐材の使用に関する請願書

○議長（一條 光君） 日程第26、請願第 2 号「木質バイオマスチップボイラー」への地元産燃料チップ用間伐材の使用に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） 事務局長、朗読いたします。

「木質バイオマスチップボイラー」への地元産燃料チップ用間伐材の使用に関する請願書

請願者 大崎市岩出山下野目字長田 129番地の 1

大崎森林組合 代表理事組合長 猪 股 榮 幸

紹介議員 佐 藤 善 一

加美町議会議長 一 條 光 殿

平成 21 年 9 月 15 日

平素より加美町林業行政については格別なる御理解と御高配を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当町のエネルギー構想の一環でやくらいリゾート施設群に導入する間伐材等をチップ化した原料を燃料とする 4 基の木質バイオマスチップボイラー施設の施工が始まり、平成22年度より稼働する運びとなりました。そのことによって、地域産業である林業への波及効果とあわせて、地域の森林整備が進むことが期待されます。貴職の御尽力のたまものであると衷心より厚く御礼申し上げます。

しかしながら、昨今の状況を見ますと、地元の森林から産出される間伐材ではなく、廃材やほかの地域から搬入された安価な間伐材を使用するコスト縮減策が優先され、地域の水源涵養地域である山々が整備されないで荒廃化が進んでいる状況です。当町の分収林でも植林をしない荒れた山々が目立ち始めております。将来における土砂崩れや洪水等の山地災害の防止、生態系の保全、地球温暖化防止等、本来森林の果たすべき多面的な機能が希薄になり、おいしい水の水源地の確保、農業用水の確保、水質の安全等に多大な影響を与えるのではと危惧されるところです。

こういう状況において、当町では間伐を必要とする林分が人工林の40%である 4,378ヘクタールを占めております。森林の適正な整備・保全を図りながら、地域材の有効利用による森林資源の循環利用が要諦であり、安定的かつ公益性が図られる林業経営の確立を目指して、地域林業を育成することが不可欠であると考えます。食料だけでなく、林産物でも地産地消の運動が進むように、森林をはぐくむ温かい行政の推進をお願いするものです。地元の山林から産出される間伐材を使用することによって、林業後継者と山林を活性化させる地元林業の育成が図られますよう、そして魅力のある森づくりに特段の御高配を賜りたく、お願いを申し上げます。

記

1. 地域材の活用

やくらいリゾート施設群に導入する木質バイオマスチップボイラーへ地元産燃料チップ用間伐材の使用。

以上です。

○議長（一條 光君） 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。佐藤善一君、御登壇願います。

〔11番 佐藤善一君 登壇〕

○11番（佐藤善一君） ただいま議題となっております請願第2号について、紹介の理由を申し上げます、議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

請願の内容につきましては、ただいま事務局長朗読したとおりであります、この木質バイオマスにつきましては、平成16年から県林業試験場、古川林業振興部、東北大農学研究課、コンサルタント会社、大崎森林組合等々が入りまして、長い年月と費用を費やして調査・研究を続けてきたところであります。

その結果として、平成17年の木質バイオマス利活用検討調査報告書、平成18年には木質バイオマス利活用小型ガス化発電実証調査事業報告書にあるように、一つとして循環型社会の形成と地球温暖化対策への寄与、二つ目に、資源の有効利用と森林の公益的機能の維持、三つ目に、林業、木材産業の振興と雇用機会の拡大による中山間地域の活性化が大いに期待されると示されております。

今後の取り組みとして、木質バイオマスの利活用は、森林の適正管理のため、発生した間伐材の素材等に利用できず未利用となっているものを新エネルギーとして利活用することが目的であり、森林整備をおろそかにすることは本末転倒であり、限られた財政状況の中で森林整備を着実に進めなければならないと整理をされております。

森林占用に係るコストは、現行の60ヘクタール間伐面積に50ヘクタール、生産間伐を増加させる必要がありますが、大型機械による間伐の実施、立木売り払い方式の活用、新たな補助事業の導入などにより、一般財源の持ち出しはほとんどかわりないものと考えたと報告書に示されております。

町の財政が逼迫している中、事業コスト削減は承知しておりますが、雇用対策を初め、物と金が町内でうまく回る地域の実情に合った総合的なものでなければならないと思います。林業後継者と山林を活性化させ、地元林業の育成を図り、町とともに発展していきたいという起死回生をかけてのこの請願であります。新政府におきましては、追加経済対策として間伐材の利用拡大により林業再生、あるいは環境分野におきましては林道の整備や人材育成に予算を計上する見込みであります。

どうぞ各位の御理解により、ぜひ採択されるようお願いを申し上げまして趣旨説明にかえさせていただきます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 済みません、議長、ちょっとお聞きしますけれども、参考意見として、これまで進めてこられた政策推進室の、何ていいますか、お話を聞いてよろしいかどうか、御判断を願いたいと思います。（「参考意見ですか」の声あり）

○議長（一條 光君） 参考意見として。

○9番（工藤清悦君） 今の趣旨説明の中で一般財源の持ち出しをなしでチップの原材料を供給できるというような趣旨説明がございましたけれども、これまでバイオマスエネルギーとして原料の供給の試算に当たってこられた政策推進室長に、その見通しについて、町の試算と森林組合の試算というものが開きがあるのか、その方向でいくのかについて、ちょっと、我々ちょっと勉強不足でわかりませんので、参考として御意見をいただきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（高橋 啓君） 森林組合さんからの試算書はございません。それで、今町の方で考えているのは、前の本議会でも説明させていただいたんですけれども、チップの供給につきましては、単価も一番左右されるんですけれども、近隣からの調達ということで、当面は考えていきたいということで、年間1,800トンぐらい使うんですけれども、それで今の森林組合さんからの提案については、その金額的なものはないんですけれども、地域内の間伐材を利用

していけたらと。そういった考え方は、町というか、もっていける方向としてはいいと思うんですけども、その供給体制がまだできていない中で、すぐということもなかなか、この中ではうたっていないんですけども、そういった状況の中で今後どんな方法で持っていったらいいかというところは考えていかなければならないというふうに考えております。

それであと、管理運営については、今、薬師の湯の関係の運営をしているやくらい振興公社が調達・運営に当たっていくというふうな形で今後進める予定にしております。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 参考意見ですので、この程度にとどめたいと思います。よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第2号「木質バイオマスチップボイラー」への地元産燃料チップ用間伐材の使用に関する請願書については、会議規則第91条第1項の規定により、産業経済常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、請願第2号は産業経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

本日の会議は議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

日程第27 委発第1号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

○議長（一條 光君） 日程第27、委発第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） 事務局長、朗読いたします。

委発第1号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年12月16日

提出者 産業経済常任委員会

委員長 高橋源吉

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）

深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げや収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを盛り込んだ同法が、来年6月までに完全施行される予定となっている。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。同プログラムの策定を受けて、地方においても、行政や民間団体がともに多重債務問題に取り組み、これによって多重債務者が大幅に減少するなど、着実にその成果があらわれている。

一方、改正法の施行後、消費者金融の契約数の減少や、資金調達が制限された中小企業の倒産という背景の中で、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調が出てきている。しかし、これらは、再び多重債務者の急増を招きかねず、決して許されるべきではない。改正貸金業法を完全に施行した上で、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などを図ることこそが必要とされる施策である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1、改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2、自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること。
- 3、個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

宮城県加美町議会議長 一 條 光

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘

参 議 院 議 長 江 田 五 月

内 閣 総 理 大 臣 鳩 山 由 紀 夫

内閣府特命担当大臣（金融） 亀 井 静 香 あて

以上です。

○議長（一條 光君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。産業経済常任委員会委員長高橋源吉君、御登壇願います。

〔産業経済常任委員会委員長 高橋源吉君 登壇〕

○産業経済常任委員会委員長（高橋源吉君） この意見書は、仙台弁護士会我妻 崇会長名で陳情のあったものであり、当委員会で協議しました結果、全委員の賛同を得ましたので、提案をいたします。

趣旨につきましては、バブル崩壊後の経済危機などにより自己破産者、さらには生活苦での自殺者が年々増加する中、このような深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に成立したのが改正貸金業法であります。改正貸金業法の成立後、政府は多重債務問題改善プログラムを策定し、官民が連携して相談窓口の強化など対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、着実にその成果を上げつつあります。

すべての人が多重債務に陥らないように、現存する多重債務者が早期に救済されるよう、改正貸金業法を早期に完全施行すること。自治体における相談窓口を充実させるための予算を十分確保すること等を内閣、国会及び関係省庁に求めるものであります。

よろしく御理解の上、御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより委発第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、委発第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第28 委発第2号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について

○議長（一條 光君） 日程第28、委発第2号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） 事務局長、朗読いたします。

委発第2号

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年12月16日

提出者 産業経済常任委員会

委員長 高橋源吉

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（案）

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムにかかわる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、間もなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまでの電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続の簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

宮城県加美町会議長 一條 光

衆議院議長 横路孝弘

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
総務大臣 原口一博
財務大臣 藤井裕久
経済産業大臣 直嶋正行 あて

以上でございます。

○議長（一條光君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。産業経済常任委員会委員長高橋源吉君、御登壇願います。

〔産業経済常任委員会委員長 高橋源吉君 登壇〕

○産業経済常任委員会委員長（高橋源吉君） それでは、趣旨説明させていただきます。

電源立地地域対策交付金のうち、水力発電施設周辺地域交付金相当分、いわゆる水力交付金は、石油危機を契機に水力発電施設の設置に伴う影響を緩和し、電源立地の円滑化に資するため、同施設所在市町村の公共用施設の整備等に充てるため、昭和56年に創設されたものであります。平成8年度から15年間延長されましたが、最長交付期間30年を迎える平成22年度末より順次期限切れとなるため、水力交付金制度の恒久化と充実を内閣、国会及び関係省庁に求めるものであります。

ちなみに、我が町にも漆沢、門沢の2カ所の水力発電があるわけでございます。

よろしく御理解の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一條光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより委発第2号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條光君） 御異議なしといたします。よって、委発第2号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第29 議員派遣の件について

○議長（一條 光君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第118条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第30 閉会中の継続調査について

○議長（一條 光君） 日程第30、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長新田博志君より、行財政改革の推進と課題について、安心して暮らせる明るいまちづくりについて結論が出ないため、教育民生常任委員会委員長吉岡博道君より、我が町の福祉・教育行政のあり方について結論が出ないため、産業経済常任委員会委員長高橋源吉君より、産業の振興策について結論が出ないため、また、「木質バイオマスチップボイラー」への地元産燃料チップ用間伐材の使用に関する請願書について審査が必要なため、議会運営委員会委員長猪股信俊君より、議会改革の取り組みについて結論が出ないため、以上4委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月21日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、会期中ではありますが、本日をもつ

て閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成21年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。